

CKD 予防ネットワーク「腎生検施設への紹介基準」

（「CKD 診療ガイドライン2013」等に準拠して作成）

次の 1 または 2 の基準を満たす患者は腎生検を考慮し、腎生検施設に紹介する。

1 尿所見による基準

- 尿蛋白のみ陽性的の場合
尿蛋白が0.5g/日以上、もしくは0.5g/gCr 以上
- 尿蛋白、尿潜血ともに陽性的の場合
尿蛋白が0.5g/日以下、もしくは0.5g/gCr 以下でも考慮
- ネフローゼ症候群の場合
積極的に施行
- 尿潜血のみ陽性的の場合
尿沈渣に変形赤血球が多く存在する場合や病的円柱を認める場合などに考慮

注：いずれの場合にも糖尿病患者においては慎重に考慮すべきである。元々腎炎が合併していると考えられる場合や、今まで血尿がなかったのに急に出現したり、急激な尿蛋白の増加・腎機能の悪化があった場合に腎生検を考慮する。

2 腎機能障害による基準

- 原因不明の急性もしくは慢性腎機能障害の場合
ただし、慢性的に血清Cr 2 以上の場合は生検を行っても糸球体などの検体を得られないことがあるだけでなく、出血などのリスクが高い場合が多いため、積極的な生検は難しい場合がある。

【参考（CKD 診療ガイドライン2013）】

表 1 CKD における腎生検の適応

尿蛋白のみ陽性的の場合
尿蛋白が 0.5 g/日以上、もしくは 0.5 g/gCr 以上に施行
尿蛋白、尿潜血ともに陽性的の場合
尿蛋白が 0.5 g/日以下、もしくは 0.5 g/gCr 以下でも考慮
ネフローゼ症候群の場合
積極的に施行
尿潜血のみ陽性的の場合
尿沈渣に変形赤血球が多く存在する場合や病的円柱を認める場合などに考慮

注：いずれの場合にも糖尿病患者においては慎重に考慮すべきである。